

2018年10月19日 全5頁

2019年度はマクロ経済スライド実施見込み

持続可能な年金制度確立に向け経済環境が整ってきた

金融調査部
研究員 是枝 俊悟

- 公的年金の支給額は、毎年度、賃金や物価などの変動率をもとに改定される。その根拠となる賃金や物価の変動率は過去数年の値を用いるため、現時点で公表されている統計を用いて、2019年度の年金改定率はある程度推定できる。
- 2018暦年の物価変動率が前年比+1.0%（1～9月までと同じ）で、2015～2017年度の実質賃金変動率が0.0%～+0.3%の範囲に収まるなどの仮定を置くと、「賃金変動率」（推定+0.8%～+1.1%）が「マクロ経済スライド率（繰り越し分を含む）」（推定▲0.5%）のマイナス分より大きくなる見込みであるため、2019年度はマクロ経済スライドは完全実施される公算が大きい。
- 見込み通りであれば、（消費税率引上げによる要因を含まない）本来の賃金や物価の変動という、いわば「経済の実力」による初めてのマクロ経済スライド実施となり、持続可能な年金制度確立に向けた経済環境が整ってきたものと言えるだろう。

持続可能な年金制度確立に向けた経済環境が整ってきた

2004年に年金制度を持続可能とするため、厚生年金の保険料率を段階的に18.3%まで引き上げる一方、**年金支給額はマクロ経済スライドにより実質的に切り下げていくことが法定された**。厚生年金の保険料率の引上げは予定通り2017年10月に完了したが、マクロ経済スライドは実際には2015年度の一度きりしか実施されていない。

マクロ経済スライドは、法令上、物価や賃金の変動率が安定的にプラスとならないと実施しにくい。2015年度の改定では、2014年度の消費税率引上げを受けた物価上昇という、いわば「特殊要因」によってマクロ経済スライドが実施できたものにすぎない。

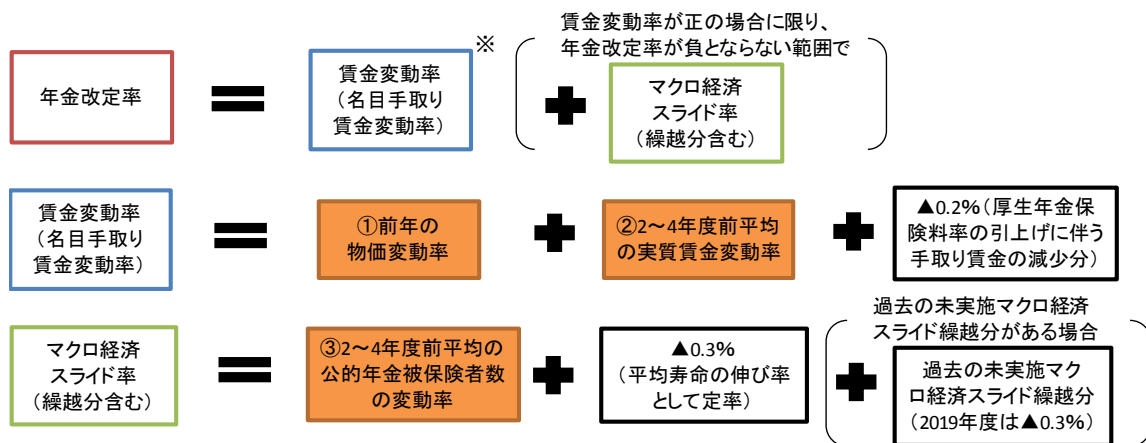
これに対して、2019年度の改定では、現在のところ、（消費税率引上げによる要因を含まない）本来の賃金や物価の変動といういわば「経済の実力」によって初めてマクロ経済スライドを実施できる見込みである。見込み通り2019年度の改定でマクロ経済スライドを実施できれば、持続可能な年金制度確立に向けた経済環境が整ってきたものと言えるだろう。以下、2019年度の年金支給額の改定率の算式および2019年度の見込みについて説明する。

年金支給額の改定ルール

公的年金の支給額は、毎年度、賃金や物価などの統計値をもとに次の図表 1 の計算式に基づいて改定される。図表 1 の①・②・③の変動率が推定できれば、2019 年度の年金改定率が推定できる。

なお、改定率および改定率の計算式に用いられる各種の変動率については、慣例上、0.01% 単位を四捨五入して 0.1% 単位で計算されており、本稿でもそれにならって推定する。

図表 1 公的年金の支給額改定の計算式

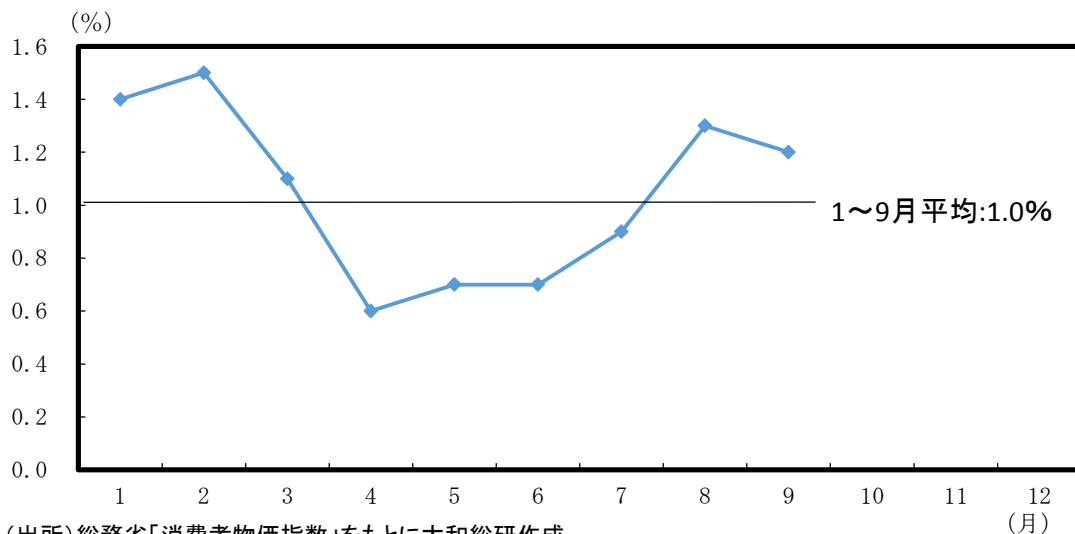


※ 賃金変動率 > 前年の物価変動率となった場合、既存受給者は「賃金変動率」の代わりに「前年の物価変動率」が用いられる。(出所) 法令等をもとに大和総研作成

①2018 年の物価変動率

2019 年度の年金支給額の改定する際に用いる物価変動率は 2018 暦年の CPI (総合) である。2018 年の物価変動率については、本稿執筆時点で 9 月分までが公表されており、1~9 月までの平均では前年同月比 +1.0% となっている (図表 2)。

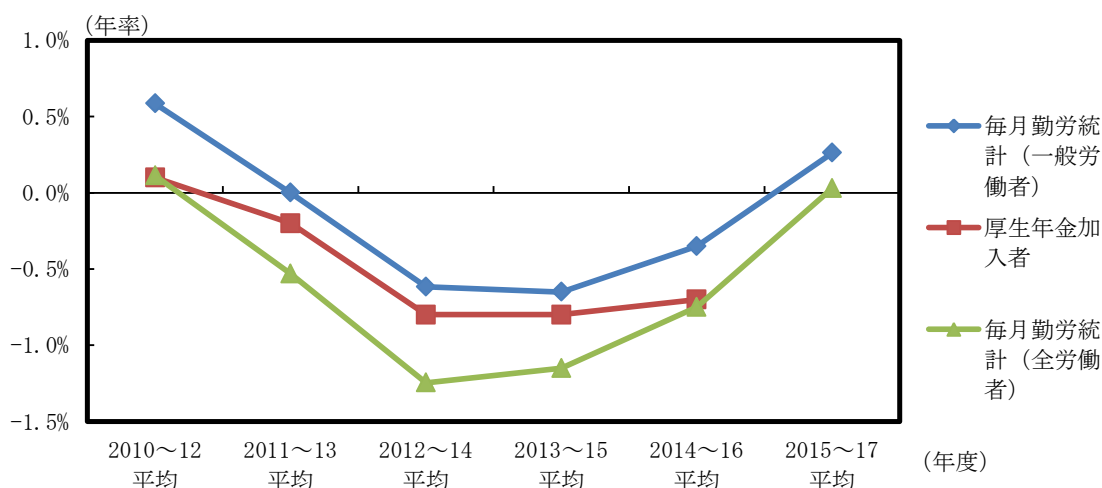
図表 2 2018 年の CPI (総合) の前年同月比の推移



②2015～2017 年度平均の実質賃金変動率の推計

2019 年度の年金支給額を改定する際に用いる実質賃金変動率は 2015 年度から 2017 年度の平均の厚生年金加入者の実質賃金の変動率である。近年の厚生年金加入者の実質賃金の変動率は、厚生労働省の「毎月勤労統計」における全労働者と一般労働者の実質賃金変動率の値の間に収まっていた（図表 3）。

図表3 毎月勤労統計および厚生年金加入者の実質賃金変動率の推移



（注）毎月勤労統計においては、通常、賃金を名目から実質に換算する際、CPI(帰属家賃を除く総合)を用いるが、ここでは厚生年金加入者の実質賃金計算式に合わせ、CPI(総合)を用いて換算した。

（出所）厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「消費者物価指数」等をもとに大和総研作成

厚生年金加入者の多くは正社員や正規公務員などの「一般労働者」だが、「パートタイム労働者」の一部も厚生年金に加入しているため、厚生年金加入者の実質賃金変動率は「毎月勤労統計」における全労働者と一般労働者の実質賃金変動率の値の間に収まったものと考えられる。

2015 年度～2017 年度の平均においても、厚生年金加入者の実質賃金の変動率が「毎月勤労統計」における全労働者と一般労働者の実質賃金変動率の値の間に収まると仮定すると、**0.0%～+0.3%の間になる可能性が高いと考えられる。**

③2015～2017 年度平均の公的年金被保険者数の変動率の推計

公的年金被保険者数の推移は、次の図表 4 の通りである。2015～2017 年度平均の公的年金被保険者数変動率を算出するにあたり、2017 年度末の旧共済年金以外の被保険者数は既に公表されている。

旧共済年金の 2017 年度の被保険者数の増減が過去 5 年間と同程度（▲1 万人～+2 万人）に留まった場合、2015～2017 年度平均の公的年金被保険者数変動率は、**+0.1%と推計される**¹。

¹ 2015～2017 年度平均の公的年金被保険者数の変動率は法令上、 $\sqrt[3]{\frac{2017 \text{ 年度平均被保険者数}}{2014 \text{ 年度平均被保険者数}}} - 1$ で求め、年度の平均被保険者数は月末時点の被保険者数の平均値とされている。月末時点の被保険者数の統計は得られないため、

図表4 公的年金被保険者数の推移 (単位:万人)

年度末	国民年金	国民年金	厚生年金被保険者		合計
	第1号被保険者	第3号被保険者	旧厚生年金	旧共済年金	
2011	1,904	978	3,451	441	6,775
2012	1,864	960	3,472	440	6,736
2013	1,805	945	3,527	439	6,718
2014	1,742	932	3,599	441	6,713
2015	1,668	915	3,686	443	6,712
2016	1,575	889	3,822	445	6,731
2017	1,505	870	3,911	445	6,731

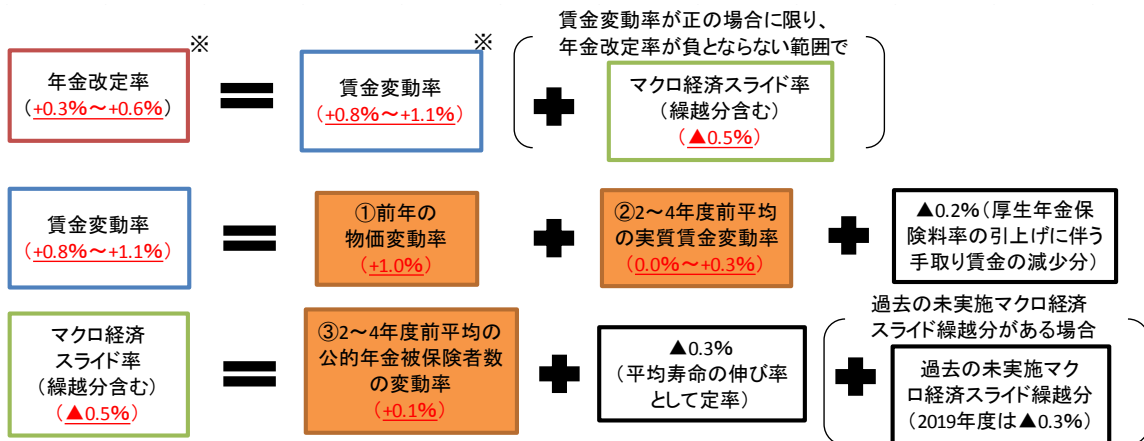
(注)2017年度末の加入者数は旧共済年金の厚生年金被保険者数のみが暫定値(2016年度末と同じと仮定した値)である。

(出所)厚生労働省「平成29年度の国民年金の加入・保険料納付状況」および「平成28年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」をもとに大和総研作成

2019年度の年金改定率の推定

前述の通り、①2018暦年の物価上昇率を+1.0% (1~9月までと同じ)、②2015~2017年度平均の実質賃金変動率を0.0%、③2015~2017年度平均の公的年金被保険者数の変動率を+0.1%と仮定して算式に当てはめて2019年度の年金改定率を推定したものが、次の図表5である。

図表5 2019年度の年金改定率の推定値



(注) 赤字下線部分は、大和総研による推定値である(推定の根拠は本文を参照)。

※ 賃金変動率が+1.1%となった場合は、賃金変動率>前年の物価変動率となり、既存受給者は「賃金変動率」の代わりに「前年の物価変動率」(+1.0%)が用いられる。このため、既存受給者の年金改定率は+0.3%~+0.5%と推定される。

(出所) 法令・各種統計をもとに大和総研推定

本稿では、前年度末と当年度末の被保険者数の平均値を年度の平均被保険者数として、公的年金被保険者数の変動率を推定した(なお、この方法で計算した2011~2013年度平均、2012~2014年度平均、2013~2015年度平均、2014~2016年度平均の公的被保険者数の変動率は、法令上の計算に基づく厚生労働省の公表値(0.1%単位)と一致していた)。

「賃金変動率」(推定+0.8%~+1.1%)が「マクロ経済スライド率(繰り越し分を含む)」(推定▲0.5%)のマイナス分より大きくなる見込みであるため、**2019年度はマクロ経済スライドは完全実施され、年金改定率は+0.3%~+0.6%となる見込みである。**

なお、「賃金変動率」が「前年の物価変動率」を上回った場合、既存の年金受給者の年金改定率の計算では、「賃金変動率」に代えて「前年の物価変動率」が用いられるが、この場合もマクロ経済スライドは完全実施される見込みである。

【以上】